

国民年金加入者が受給できる三種類の基礎年金

～ 老 齢 基 礎 年 金 ～

国民年金保険料を納めた期間（第2号及び第3号被保険者期間などを含む）、免除期間、合算対象期間（任意加入とされていた期間に被保険者とならなかった期間など）を合わせて、原則25年以上ある人が、65歳になったときから受け取れます。

$$\text{年額（平成26年度）満額} \quad 772,800\text{円} \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{4/8} + \frac{\text{全額免除月数}}{4/8} + \frac{\text{4分の1納付月数}}{5/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{6/8} + \frac{\text{4分の3納付月数}}{7/8} \right] \times 40\text{年（加入可能年数）} \times 12\text{月}$$

※希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受け取る**繰上げ請求**、65歳から70歳になるまでの間に増額された年金を一生涯受け取る**繰下げ請求**という受給方法もありますが、繰上げて受給すると、65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やけがで障害者になっても障害基礎年金が受けられなかったりしますので、留意してください。

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、不慮の事故の際などに支給される『障害基礎年金』と『遺族基礎年金』があります。

～ 障 害 基 礎 年 金 ～

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの**初診日**が国民年金に加入中あるいは**60歳以上65歳未満**の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が一級のときが**966,000円**、それより軽い程度の一級のときが**772,800円**です。

また、障害基礎年金には子（生計を維持されている**18歳到達年度の末日までの子**または**20歳未満で一級・二級の障害の状態にある子**）の加算額があり、**第1子・第2子が各224,100円**、**第3子以降**になると1人につき**74,100円**となります。

～ 遺 族 基 礎 年 金 ～

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者あるいは老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。

年金額は、**子が一人の妻**に支給されるときが**995,200円**、**一人の子**だけに支給されるときが**772,800円**です。

また、**子が二人以上**のときには、いずれについても**障害基礎年金と同様の加算**が行われます。

受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、**初診日等**（障害基礎年金では**初診日**、遺族基礎年金では**死亡日**）のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、**三分の二以上の期間**が、①「**保険料を納めた期間**」または②「**保険料を免除された期間**」であるという「**保険料の納付要件（三分の二要件）**」を満たす必要があります。または初診日のある月の前々月までの1年間に**保険料の未納がないこと（保険料納付要件）**が必要です。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、死亡月を含む月から前々月までの1年間の保険料を納付する期間のうち、保険料の滞納が無ければ**前記の保険料納付要件を満たす必要がありません**。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。